

富山県警察本部訓令第2号

富山県警察職員の申出による降任の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成27年2月17日

富山県警察本部長 櫻澤 健一

富山県警察職員の申出による降任の取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、富山県警察職員（以下「職員」という。）が、その職責を十分に果たすことが困難な状況にあると認められ、職員が自ら降任の申出をした場合の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、職員本人の意思を尊重し、個人の適性、能力及び意欲に応じた任用を行い、もって職員の心身の負担軽減、職務に対する意欲の向上及び組織の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 降任 職員を現に有する階級又は職級より下位のものに任命することをいう。
- (2) 所属長 富山県警察の処務に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第29号）第2条第2号に掲げる所属長をいう。
- (3) 所属長以上の職にある者 首席参事官若しくは参事官又は所属長で、警視又は同相当職の職にある者をいう。

(対象職員)

第3条 この訓令により降任の申出をすることができる職員（以下「対象職員」という。）は、本部長が任命する職員のうち、警部補又は同相当職以上の職にある職員とする。

(降任の申出の手續及び調査)

第4条 降任の申出の手續等は、次の各号により行うものとする。

- (1) 対象職員が降任の申出をする場合は、降任申出書（別記様式第1号）により、対象職員の所属長又は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に降任の申出を行うものとする。ただし、対象職員が所属長以上の職にある者の場合は、警務部長を経由して降任の申出を行うものとする。
- (2) 警務部長、所属長及び警務課長は、対象職員から降任申出書を受理した場合には、対象職員と面談し、降任の申出の理由や意思を調査・確認の上、その結果について意見書（別記様式第2号）を作成し、降任の適否を審査するために必要と認める資料とともに本部長に提出するものとする。ただし、所属長が降任申出書を受理した場合には、警務課長を経由して提出するものとする。
- (3) 所属長から降任申出書等の提出を受けた警務課長は、対象職員と面談を実施し、降任の申出の理由や意思を調査・確認するものとする。

(降任の申出審査委員会)

第5条 本部長は、職員から申出のあった降任の可否について客観的かつ適正に審査するため、富山県警察降任申出審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、本部長をもって充てる。

4 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警務部長
- (2) 首席監察官
- (3) 警務部首席参事官
- (4) 警務課長
- (5) その他委員長が指定した者

5 委員長は、審査に当たり、必要と認める者を委員会に参加させ、意見を聴取することができるものとする。

6 委員会の庶務は、警務部警務課人事係において行うものとする。

(降任の決定)

第6条 降任は、第4条の手続による調査の結果等を委員会において総合的に判断して、委員長が決定するものとする。

(通知)

第7条 決定内容は、決定通知書(別記様式第3号)により所属長(対象職員が所属長以上の職にある者の場合は、警務部長)を経由して降任の申出をした職員に通知するものとする。

(降任の発令)

第8条 降任の発令は、富山県警察職員の人事記録に関する訓令(平成17年富山県警察本部訓令第26号)に定める人事異動通知書を交付して行うものとする。

2 前項の発令は、定期人事異動に合わせて行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(降任後の支援)

第9条 降任の発令後は、所属において当該職員の身上把握と必要な支援・指導を継続して行うものとする。

(給料の取扱い)

第10条 職員を降任させた場合におけるその者の給料は、降任後の階級又は職級に応じた級とし、降任した日の前日に受けていた給料と同じ額の号給とする。ただし、同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給とする。

(降任後の措置)

第11条 降任後は、降任の申出をするに至った原因が解消されたことを理由に決定を取り消すことはできないものとする。

2 降任の申出をするに至った原因が解消された後、対象職員が昇任試験の受験を希望する場合には、警務課長において受験の適否を判断するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年2月26日から施行する。

※ 別記様式以下省略